

贈呈

官記書報會

2008

No.16

座談会

刑事事件担当書記官の座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会

実務研究/民事

訴訟手続の中断と受継について

実務研究/刑事

新・勾留票の一生

国際交流/資料(翻訳)

EURジャーナル第1号

情報コーナー

IT mall(あいていいもーる)〔第6回〕

支部交流会集約

平成19年度高裁管内別支部交流会における意見(集約)



最高裁判所図書館



1 0 0 0 8 9 0 5 0

日本裁判所書記官協議会

会報 書記官 第16号

目 次

◆ 巻頭言 ◆	1
◆ 座談会 ◆		
刑事事件担当書記官の座談会	5
最高裁総務局・人事局・情報政策課との座談会	47
◆ 実務研究／民事 ◆		
訴訟手続の中断と受継について船越 英明	85
◆ 実務研究／刑事 ◆		
新・勾留票の一生日本裁判所書記官協議会福岡高裁支部	97
◆ 国際交流／資料(翻訳) ◆		
EURジャーナル第1号中 橋 正 幸, 佐 野 香保里	127
	野 呂 瑞 絵, 青 木 章 恵	
	白 谷 恵, 橋 本 聡	
	園 田 良太郎, 野 崎 裕 一	
	島 田 等, 坪 谷 和 伸	
	大 向 敏 正, 富 永 武 昭	
	藤 田 志 保, 木 村 祐 司	
	松 田 紀 子, 安 藤 正 樹	
	田 野 史 雄, 藤 村 美 緒	
◆ 情報コーナー ◆		
IT mall (あいていい・もーる) [第6回]浅 香 大八郎	139
	藤 田 武 士	
	岩 間 正 起	
	齊 藤 弘 憲	
◆ 支部交流会集約 ◆		
平成19年度高裁管内別支部交流会における意見 (集約)	145
本部だより	152

座談会

最高裁総務局・人事局・情報政策課
との座談会

主催 日本裁判所書記官協議会
日時 平成20年5月30日(金)午後6時
場所 グランドアーク半蔵門

出席者

最高裁判所	日本裁判所書記官協議会
総務局第一課長 安東章	会長 林隆峰
同 第二課長 氏本厚司	副会長 碓井久雄
同 第三課長 上田正俊	同 山本要一
人事局給与課長 垣内正	事務局長 篠原良一
同 参事官 丸山忠雄	総務部長 古見邦広
情報政策課参事官 岡部豪	経理部長 木邊豊
	企画調査部長 千葉修也
	編集部長 長郷道明

テーマ

- 1 書記官事務に関する最近の動向について
 - (1) 裁判員制度について
 - ア 準備状況について
 - イ 書記官事務に及ぼす影響等について
 - (2) 書記官事務の環境整備について
 - ア 音声認識システムの研究開発の状況について
 - イ 事務の効率化の見直し作業状況について
- 2 分野ごとの書記官事務の状況等について
 - (1) 民事・行政関係
 - ア 最近の民事事件の動向、書記官事務の状況等について
 - イ 法改正後の書記官事務の状況等について
 - (ア) 民事訴訟における付添い、遮へい及びビデオリンクの措置の導入関係
 - (イ) 配偶者暴力に関する保護命令事件関係等
 - ウ 督促手続オンラインシステムについて
 - (2) 刑事関係
 - ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について

- イ 法改正後の書記官事務の状況について
 - (ア) 公判前整理手続における書記官事務の運用の実情と留意点
 - (イ) 犯罪被害者保護制度（公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大・犯罪被害者等に関する情報の保護）
 - (ウ) 被害者参加制度
- (3) 民事・刑事関係
 - 刑事損害賠償命令制度
- (4) 家事関係
 - ア 最近の家事事件の動向，書記官事務の状況等について
 - イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について
 - ウ 家事手続案内の実情等について
- (5) 少年関係
 - ア 最近の少年事件の動向，書記官事務の状況等について
 - イ 被害者配慮制度等における書記官事務の在り方について
- 3 書記官の給与上の諸問題等について
 - (1) 書記官全体の処遇について
 - (2) 級別定数関係について
 - ア 7級関係
 - イ 6級関係
 - ウ 官職増設関係
- 4 書記官の任用上の問題について
 - (1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について
 - (2) 書記官の任用政策について
 - ア 主任書記官等のポストの増設について
 - イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について
 - (3) 再任用の実施状況等について
 - ア 再任用の実施状況について
 - イ 他官庁への出向状況等について
 - (4) 産前・産後休暇，育児休業制度における代替要員の確保について
- 5 メンタルヘルスについて
- 6 情報政策課と書記官事務について
 - (1) 裁判事務支援システムについて
 - ア 民事裁判事務支援システム（MINTAS）
 - (ア) MINTASの概要
 - (イ) MINTAS導入による書記官事務の変更点
 - (ウ) さいたま地裁における利用状況
 - (エ) 今後の導入展開予定
 - イ 新しい刑事裁判事務処理システム
 - (2) 期日進行管理プログラムについて
 - ア 出勤管理プログラムについて
 - イ 家事事件用プログラムについて
 - (3) J・NETポータルについて

篠原事務局長

本日は、お忙しい中、日本裁判所書記官協議会のために、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、座談会を始めさせていただきます。

始めに、日本裁判所書記官協議会林会長が、ごあいさつを申し上げます。

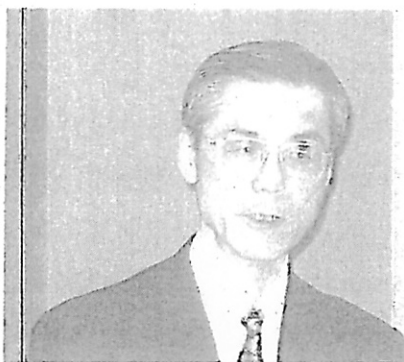
林会長

本日の座談会には、総務局から安東第一課長、氏本第二課長、上田第三課長、人事局から垣内給与課長、丸山参事官、情報政策課から岡部参事官にご出席いただきました。

皆様方は、大変ご多忙な方々であるにもかかわらず、貴重な時間を割いていただきましたことに感謝申し上げますとともに、平素から日本書協の諸活動にご理解と多大なお力添えをいただいておりますことにも、この機会をお借りして、厚くお礼申し上げます。

本座談会は、旧書協時代から日本書協が引き継いで、今年で第4回目を数えます。情報政策課を加えた形のものとしても第3回目となります。書記官の制度役割、職務内容、給与、任用、IT化の動向を中心テーマとして実施してまいりましたが、これらは書記官に直接かかわりのある事項であるため、会員の関心は極めて高いものがあり、また、これらの事項について、まとまって当局のお考えを聞く機会も少ないので、本座談会は、日本書協が企画する座談会シリーズの中で、もっとも重要なものと位置づけられております。

そこで、日本書協としましても、この座談会を企画するに当たっては、会員の現時



林会長

の関心要望を把握したいと考え、昨年12月から今年2月にかけて全国8高裁管内別支部交流会を実施し、本部から会長始め複数の役員を派遣して、各地の書記官から直接意見を聞いてまいりました。本座談会では、従来から定番のテーマ事項のほかに、この支部交流会で出された意見要望も踏まえてテーマ設定をさせていただきました。

限られた時間ではありますが、この趣旨をお汲み取りいただき、率直なお話をお聞かせいただいて、本座談会が実り多いものとなりますよう祈念し、開始のあいさついたします。

篠原事務局長

それでは、これからの進行は、千葉企画調査部長が担当します。

千葉企画調査部長

進行役を務めさせていただきます。進行についてですが、本日のテーマの順に進めていきたいと思っております。

1 書記官事務に関する最近の動向について**(1) 裁判員制度について****千葉企画調査部長**

裁判員制度に関する準備状況、書記官事務に及ぼす影響等についてお聞かせください。

安東総務局第一課長

ア 準備状況について

裁判員制度の実施（平成21年5月21日）まで、残り1年を切りました。裁判員候補者の名簿調製等に関する規定が、本年7月15日から施行され、今夏から、いよいよ裁判員候補者名簿の調製に向けた作業が始まることとなります。

（ア）規則・通達の整備等

規則の関係では、昨年7月に「裁判員の参加する刑事裁判に関する規則」（以下「裁判員規則」といいます。）が公布され、名簿調製から選任手続期日に至る一連の手続等について、その細則が定められました。また、この4月23日には、同規則及び刑事訴訟規則（以下「刑訴規則」といいます。）が改正され、裁判員規則において、訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録等に関する事項や部分判決制度に関する事項についての細則が定められたほか、刑訴規則において、公判調書未整理の間の措置に関する規定が整備され、さらに、裁判員規則及び刑訴規則において、調書の録音体引用に関する規定が整備されました。これらの点については、後ほどお話しします。

また、裁判員法上の各種手続の立件の要否、訴訟記録の編成方法等については現在検討を進めているところであり、今後、関連通達



安東総務局第一課長

の整備を行っていく予定ですが、通達案のイメージが固まり次第、順次情報を提供していきたいと考えています。

次に、裁判員裁判実施に伴う訟廷の組織整備については、裁判員制度の具体的運用や裁判事務のIT化の進展状況を見据えて検討してきたところですが、今般、大法廷首席書記官等に関する規則の一部改正を行い（5月30日公布）、8月1日付けで裁判員及び補充裁判員の選任に関して新たに発生する訟廷事務をつかさどる管理職ポストを設置することとしました。

また、あわせて関連通達等の整備を行い、同日付けで当該管理職ポストの下に新たな係（裁判員係）を設置するとともに、同係に新たな訟廷係長ポストとして裁判員係長を置くこととしました。

設置することとした管理職ポストの概要は次のとおりです。

- ① 地裁本庁並びに東京地裁八王子支部、大阪地裁堺支部及び福岡地裁小倉支部に裁判員調整官を設置

- ② 横浜地裁小田原支部，静岡地裁沼津支部，同浜松支部，神戸地裁姫路支部及び名古屋地裁岡崎支部に新たに刑事訟廷管理官を設置

これらの支部については，既に訟廷管理官が設置されていますが，裁判員裁判を取り扱うことになったので新たに刑事訟廷管理官を設置し，同管理官に既存の訟廷事務に加え，裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務を取り扱わせることとしたものです。

- ③ 長野地裁松本支部及び福島地裁郡山支部に訟廷管理官を設置

これらの支部については，裁判員裁判を取り扱うこととなったので，新たに訟廷管理官を設置し，同管理官に既存の訟廷事務に加え，裁判員及び補充裁判員の選任に関する訟廷事務を取り扱わせることとしたものです。

- (イ) 裁判員制度の円滑な導入に向けた取組

裁判員制度を円滑に導入するための準備として，各庁において，模擬選任手続を含む模擬裁判が実施され，具体的運用の在り方についての検討が行われています。また，企業団体訪問及び国民の関心により実質的に応えるための広報企画等の取組も行われているところ です。

さらに，

を備えた名簿管理システムについては，第一次開発が完了し，本年6月までに同システムのクライアント端末等が各庁に整備される予定となっており，同システムの円滑な導入・運用を図るため，本年6月には，裁判所職員総合研修所において，担当者を対象としたシステム導入・操作研修も行われる予定です。また，現在，同システムに

を盛り込むための第二次開発を進めているところであり，来年1月には稼働できるようにしたいと考えています。

なお，選任手続に関する業務のうち，裁判員候補者に対する名簿登載通知書及び調査票等の発送・集計業務並びに同通知についての問い合わせへの対応業務（コールセンター）等については，外部業者に委託することを予定しています。

- イ 書記官事務に及ぼす影響等について

- (ア) 選任手続

裁判員制度が実施されると，呼出しを受けた裁判員候補者からの問い合わせへの対応，選任手続期日での裁判員候補者に対する手続説明（オリエンテーション），来庁した裁判員候補者に対するいわゆる接遇など，選任手続における裁判員候補者への対応は，書記官

が中心となって担当することになると考えられます。これまでも、書記官は事件当事者等との第一次的な接点として活躍してきたところですが、例えば、選任手続では、一つの事件につき多数の裁判員候補者が呼出しを受け、来庁することが想定されており、多くの方々に短時間で分かりやすく説明する必要があります。また、裁判員候補者への対応いかなは、当該事件の円滑な進行だけでなく、国民の裁判員制度全体に対する評価にも大きな影響を与えるものと考えられます。新たに選任手続における裁判員候補者への対応という重要な役割を担うこととなる書記官には、これまで以上の活躍が期待されています。

また、選任手続においては、事件担当部と、訟廷、総務、会計等の各部門とが緊密に連携し、裁判所全体が一つのチームとして動くことが重要となってきますので、書記官には、チームの一員として他の部門と連絡を密にし協力し合うという意識がより一層求められることになると思います。

なお、選任手続の業務処理のイメージについては、現段階において整理し得る限りのものを取りまとめた「裁判員等選任手続に関する執務資料」においてお示したところです。また、裁判員候補者や裁判員に対するいわゆる接遇に

については、本年3月に裁判所職員総合研修所において実施された刑事特別研究会においても議論がなされたところであり、その内容は参加者を通じて現場に還元されていくことになると思われまので、参考にしていただければと思います。

(イ) 裁判員裁判下の審理の在り方と公判調書の在り方

裁判員裁判の下では、一般国民である裁判員に、これまでのように大量の記録を読み込んでもらうことはできませんから、裁判員が「目で見て、耳で聞いて分かる」審理を実現する必要がありますが、現在、その環境整備の一環として、裁判員法廷へのIT機器（大型ディスプレイ、書画カメラ、液晶タブレット等）の整備が進められています。これらの機器については、基本的には立会書記官が1人で操作することができます。機器の操作に当たり、職員に過度の負担をかけることがないように工夫していきたいと考えています。また、各機器に障害が起きた場合には、速やかに復旧できるよう、保守態勢を整えています。

また、裁判員裁判においては、連日的開廷による審理が行われ、結審後も速やかに評議、判決が行われることとなります。このため、昨年、刑事訴訟法（以下「刑訴法」といいます。）が改正され、公判

調書の整理期限が伸長されたところですし、公判調書未整理の間の措置についても、今回、刑訴規則が改正され、当事者の請求により、証人尋問等の要旨の告知に代えて証人尋問等を録音した録音体等を再生する機会を与え、再生した場合には、刑訴法50条の要旨の告知は要しないこととすることが定められました。

もっとも、裁判員裁判における公判調書の記載内容に関しては、裁判員裁判固有の手続の記載が変わりはするものの、基本的にはこれまでの公判調書と大きく変わることはないと考えています。また、評議において公判調書を読み返すというようなことは想定されていませんし、前述のとおり公判調書の整理期限も変更されはしましたが、訴訟手続を公証して訴訟手続の公正さを担保し、上訴審においては原審の審理の状況を明らかにするという公判調書の重要性は、従来と何ら変わらないものと考えます。なお、新たな問題として、例えば、IT機器を利用してビジュアル的な冒頭陳述等が行われ、これまでのように書面や音声のみに頼ることができない場合にこれをどのように記録化するか、といった事項も考えられます。また、裁判員裁判においては、記録の整理前に評議が行われたり、連日的開廷に対応するために複数の

書記官が交替で立ち会うなどするため、これまでとは異なり未整理の公判記録をやりとりする場面が多くなると想定されることから、事件書類の紛失等の過誤が生じないような方策を講じる必要もあると考えます。

また、今回の裁判員規則及び刑訴規則の改正により、裁判員等選任手続調書及び公判調書への録音体引用の規定も新設されました。両者の間には、録音体引用の要件や上訴の申立てがあった場合の録音体の内容を記載した書面の作成の要否などにおいて規定上の相違点があります。また、裁判員等選任手続調書においては、裁判員候補者等に対する質問及びその陳述については、基本的に録音体を引用することを想定していますが、公判調書への録音体引用については、例えば即決裁判対象事件に準じた事件等、当面は主として1回結審での処理がなされているような事件で用いることを想定しています。いずれにしても、録音体引用調書の作成が可能となったことにより、調書作成事務の合理化を図ることができるものと考えます。

本年度から、裁判員対象事件について、連日的開廷を行う運用を開始した庁もあると聞いています。裁判員制度開始までに実務を積み重ね、裁判員制度の円滑な導入に努めていただきたいと思います。

(2) 書記官事務の環境整備について

千葉企画調査部長

音声認識システムの研究開発状況について、お聞かせください。

氏本総務局第二課長

ア 音声認識システムの研究開発の状況について

音声認識システムについては、裁判員裁判での利用を念頭に置いて、裁判員裁判の具体的な運用等も視野に入れつつ、研究開発を進めていますが、裁判員裁判では、連日的に証拠調べが行われ、審理の後その記憶が鮮明なうちに速やかに評議が行われることから、公判調書を用いて証言内容を逐一確認する必要性は低く、むしろ、裁判員裁判に求められるのは、評議において、一般人である裁判員等が法廷における証言内容を確認する必要がある場合に、映像・音声によって迅速に証言内容を確認することのできるツールであると考えられます。そこで、音声認識システムにより得られた文字データを映像・音声データとリンクさせ、文字データをいわばインデックスとして利用することによって、証言等の中から評議での確認に必要な部分を検索し、速やかに映像及び音声で再現することを念頭に置いて、映像関連機能として盛り込むことを前提としてシステム構築を行ってきたところであり、これまでの研究開発によって、文字データを検索のためのインデックスとして利用する上では



氏本総務局第二課長

大きな支障はない程度に認識率の向上が図られたと考えています。

裁判員裁判の導入を間近に控え、今後は、現場の意見も踏まえつつ、法廷環境に適合した最適なシステムとするために、平成20年5月下旬ころから1、2か月程度の間、東京地裁の4法廷（途中から法廷数を縮小予定）に映像、音声及び認識結果を統合するプロトタイプ（試作品）を設置して実際の事件の証言等を認識させるとともに、法廷や書記官室において書記官の実際の業務フローを念頭に置いたテスト運用を行ったり、可能であれば模擬裁判の評議等においても試用してもらうことを考えています。

また、東京地裁以外の職員にもプロトタイプの概要を伝えるために、各庁に対し、プロトタイプの主要な画面の遷移、音声認識の状況、検索方法等をパソコンで見ることができるようなCD-ROMを配布し、希望する職員に適宜見てもらい、意見、要望等があれば出してもらうことを予定しています。

音声認識システムの操作画面及び

機器構成については、次のとおり作業を進めています。

(ア) 操作画面

法廷、評議室、書記官室等の各操作場所での操作内容に応じて、裁判官や書記官等の操作のしやすさという観点から検討を進めています。

(イ) 機器構成

機器構成については、裁判官や書記官の操作のしやすさという観点や、静粛性、省スペース性等の法廷環境との調和という観点から検討を進めています。機器構成の大まかなイメージとしては、音声認識用と画像制御用のタワー型パソコン2台とミキサー等の付属機器を一つのラックに収納して書記官席の近くに設置し、書記官卓子上には、ディスプレイ、キーボード及び録画用カメラを設置することを考えています。そのため、音声認識システム等のOA機器の操作がしやすいよう、書記官卓子の形状を変更することも検討中です。また、法廷内で法廷用IT機器と音声認識システムを操作することとなる書記官の負担を軽減するために、ディスプレイとキーボードについては法廷用IT機器を構成するパソコンと共用し、切替機により音声認識用の画面と法廷用IT機器用の画面を切り替えることができるようにしたいと考えています。

昨年度大阪地裁で収集した音声データを解析したところ、法廷内において関西語が使用されるケースが多くあり、標準語を使用する場合よりも認識率が低下することが判明したことから、より汎用性のあるシステムを構築するために、本年度は関西語を対象とした研究開発を進める予定です。そのため、6月初旬ころから9月下旬ころにかけて、大阪地裁において、当初4法廷程度、最大8法廷程度で、更に250時間程度の音声データの収集を行うことを予定しています。

今年度は、このような作業を中心としてシステムの精度を高めていく予定であり、平成20年12月ころに更に複数の庁の法廷でテスト運用を実施し、最終評価を行う予定です。そして、平成20年度中には、全国の裁判員法廷にシステム機器を設置し、システムを操作する職員等を対象に操作説明会を開催したり、業務フローに即したマニュアルを整備するなどして、実際の運用に備えたいと考えています。

千葉企画調査部長

事務の効率化の見直し作業についてお聞かせください。

上田総務局第三課長

イ 事務の効率化の見直し作業状況について

総務局では、書記官事務及び訟廷事務の合理化、適正化を図るため、

日記簿の廃止、郵券管理簿と郵券保管袋の一元化、民事雑事件の立件範囲の見直し等書記官事務に関する通達等の見直し作業を行ってきました。

そこで、これらの通達改正に対応するため、平成17年7月に配布したCD-ROM版の「民事書記官事務の手引（訴訟手続）」を改訂し、「民事書記官事務の手引（訴訟手続）（平成19年7月改訂版）」を配布しましたので、事務処理に活用していただけだと思います。

また、本年3月27日に民事調書通達及び少額訴訟通達の一部を改正する通達及び事務連絡を発出し、同年5月1日以降、簡裁の民事通常訴訟事件等においては、書証目録の作成を省略することができることとしました。

これは、簡裁の民事通常訴訟事件においては、一般的に、開かれる期日の回数も書証の数も少ないと考えられるところ、既に書証目録の省略が認められている少額訴訟と比較しても、詳細な証拠関係の記載を記録上残しておく必要性は必ずしも高くないと思われる一方、現在簡裁における民事事件の新受件数は増加傾向にあり書記官事務も効率的な処理が求められているため、改正を行ったものです。

なお、総務局としては、今後も継続して見直す点がないか検討していきたいと考えています。各庁におかれても、昨今の事務処理状況を踏ま



上田総務局第三課長

え、自庁内でできる事務の見直しや合理化については積極的に取り組んでいただきたいと思います。

2 分野ごとの書記官事務の状況等について

(1) 民事・行政関係

千葉企画調査部長

最近の民事事件の動向、書記官事務についてお聞かせください。

氏本総務局第二課長

ア 最近の民事事件の動向、書記官事務の状況等について

まず、最近の民事事件の事件数の動向ですが、平成19年の全国の新受件数は、全体として、平成18年に引き続き概ね減少しています。具体的には、不動産執行事件（前年比－10.6%）、債権執行事件（前年比－10.8%）、財産開示事件（前年比－16.0%）、破産事件（前年比－9.7%）、簡裁の特定調停事件（前年比－19.7%）及び支払督促事件（前年比－17.2%）は、平成18年に引き続き減少しています。もっとも、不動産執行事件は、本年に入り増加に転じています。

これに対し、地裁の訴訟事件（前年比+22.0%）、簡裁の訴訟事件（前年比+18.2%）及び少額訴訟債権執行事件（前年比+21.5%）は、いずれについても平成18年に引き続き増加しています。また、保全事件及び配偶者暴力保護命令事件は、横ばいとなっています。

このように、民事事件全体としては、減少している分野が多いとはいえ、一定の分野については、依然として高水準で推移していますし、訴訟事件等のように増加している分野もあることから、今後もその動向に注目していく必要があります。

千葉企画調査部長

法改正後の書記官事務の状況等についてお聞かせください。

上田総務局第三課長

イ 法改正後の書記官事務の状況等について

(ア) 民事訴訟における付添い、遮へい及びビデオリンクの措置の導入関係

昨年成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（以下「犯罪被害者保護法等改正法」といいます。）のうち、民事訴訟における付添い等に関する部分が本年4月1日から施行され、民事訴訟においても付添い等の各措置をとることができる旨法制化されました。

これに伴い、民事調書通達等の

関連通達を改正するとともに、「民事訴訟における付添い等の措置に関する参考資料」（平成20年3月19日付け民事局第一課長、家庭局第一課長、総務局第三課長、経理局監査課長事務連絡「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律の制定に伴う通達の整備等について」の添付資料）を作成し、付添い等の各措置をとる際の留意点及び調書の記載例等を示しました。

同資料にも示しておりますとおり、付添い等の各措置をとる場合における書記官事務においては、ビデオリンク装置や遮へい板の確保等といった事前準備、証人等の誘導路の確認など証拠調べ期日の手続の流れに関する事件関係者や裁判体との打合せ等が求められているところです。

(イ) 配偶者暴力に関する保護命令事件関係等

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」が本年1月11日から施行され、被害者への電話等を禁止する保護命令の創設や被害者の親族等への接近禁止命令の創設等、保護命令制度の拡充が図られるとともに、裁判所から配偶者暴力相談支援センターに対し保護命令の発令に関する通知をすべき場合が定められるなどしました。

平成19年における配偶者暴力に

関する保護命令申立事件の全国の新受件数は2779件であり、平成18年（2759件）とほぼ同数ですが、高水準で推移しており、先ほど述べた法改正により、新受件数にどのような影響があるか注目していく必要があります。

保護命令事件の手續における書記官事務においては、従来から、申立人（被害者）を始めとする事件関係者の心情に配慮した対応、事件関係者に関する情報の適切な管理及び都道府県警察や配偶者暴力支援センターとの連携が求められております。なお、事件関係者に関する情報管理について、裁判所における不注意等によって情報を流出させた場合（電話応対時や記録閲覧時に生じやすい。）には、事件関係者に取り返しのつかない損害を与え、裁判所に対する信頼を失墜させることとなるので、嚴重な注意を要すると考えております。今後も、各庁におかれましては、適正な事件処理に努めていただきたいと考えています。

千葉企画調査部長

督促手續オンラインシステムについてお聞かせください。

上田総務局第三課長

ウ 督促手續オンラインシステムについて

督促手續オンラインシステム（支払督促事件のうち、定型的な処理が可能なものについて、支払督促の申

立てや申し立てた事件の進行状況の照会等をオンラインで行うことができるシステム。以下「督オンシステム」といいます。）は、民事局において開発が進められ、平成18年9月1日から、東京簡易裁判所において、東京地方裁判所管内の各簡易裁判所の管轄に属する事件を対象として運用を開始し、その後、平成19年2月1日から、大阪地方裁判所管内の各簡易裁判所の管轄に属する事件に、同年11月1日から東京高等裁判所管内（東京地方裁判所管内を除く。）の各簡易裁判所の管轄に属する事件を対象を拡大しました。申立件数は、運用開始から、本年3月末までで、約2万5800件にのぼっており、順調に事件が処理されてきています。

この間、平成19年8月に、督オンシステムを運用する東京簡易裁判所民事第7室が墨田庁舎へ移転したのに伴い、督オンシステムも移設されましたが、移設前と同様に順調に稼働しています。

今後、督オンシステムで取り扱う督促事件の範囲を更に拡大する予定であり、本年11月に大阪高等裁判所管内（大阪地方裁判所管内を除く。）及び福岡高等裁判所管内の各簡易裁判所の管轄に属する事件を対象を拡大する方向で準備を進めています。なお、平成22年度を目途に、全国の支払督促事件を督オンシステムにより処理できるようにしたいと考えています。

(2) 刑事関係

千葉企画調査部長

最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況についてお聞かせください。

安東総務局第一課長

ア 最近の刑事事件の動向、書記官事務の状況等について

まず、最近の刑事事件の事件数を見ると、平成18年の刑事訴訟事件の新受件数は、高裁が9239人、地裁が10万6020人、簡裁が67万5706人（うち略式事件数は65万8398人）でしたが、平成19年は、高裁が8186人、地裁が9万7828人、簡裁が56万9424人（うち略式事件数は55万5246人）となりました。高裁、地裁及び簡裁のいずれにおいても、新受件数は減少傾向にありますが、依然として高い水準を維持しているということができます。

次に、最近の刑事事件を巡る主要な動向としては、先ほどお話しした裁判員制度の実施が間近に迫っているほか、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための諸制度が順次施行され、昨年12月には公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大や犯罪被害者等に関する情報の保護の制度が導入されました。また、本年12月までに、刑事手続への被害者参加制度及び刑事損害賠償命令制度が導入されることになっています。これらの制度については後ほどお話ししたいと思います。

千葉企画調査部長

法改正後の書記官事務の状況についてお聞かせください。

上田総務局第三課長

イ 法改正後の書記官事務の状況について

㍿ 公判前整理手続における書記官事務の運用の実情と留意点

裁判員にとって分かりやすく、かつ負担の少ない裁判を実現するためには、公判前整理手続において徹底した争点の整理と証拠の厳選を行い、適正な審理計画を立てることが不可欠の前提となります。したがって、裁判員裁判を円滑に導入するためには、制度開始までに公判前整理手続の適正な運用を定着させておく必要があります。この点、公判前整理手続が導入されてから既に2年半以上が経過し、実務例も集積されつつありますし（最高裁から、昨年7月に検討の素材として「公判前整理手続調書の記載例」もお示ししたところ。）、研究会や協議会等の場においても、公判前整理手続調書の記載の在り方や公判前整理手続における書記官の関与の在り方について検討が重ねられてきているところです。その結果、公判前整理手続調書の記載の在り方については、基本的には結果的事項を簡潔に記載すれば足りるということとで共通認識が形成されつつあるように思われますが、公判前整理

手続調書の記載の在り方は、裁判員裁判における判決書の在り方や公判前整理手続を経た事件の控訴審での審理の在り方とも関わる問題ですので、今後も引き続き検討すべき問題であると考えています。

また、公判前整理手続における書記官の関与の在り方については、裁判官と書記官が協働して手続を進めることが重要であると考えますが、書記官に求められているのは、裁判官が行うべきことを裁判官に代って行うということではありません。むしろ、書記官には、訴訟手続の公証及び進行管理という書記官の本来的役割を確実に行うことによって、公判前整理手続をより充実したものにすることが求められていると考えます。そして、個々の書記官が、公判前整理手続において公証事務や進行管理事務といった書記官の本来的業務を確実に行って、実績を徐々に積み重ねることにより、刑事訴訟の実務における書記官全体に対する信頼もより高まっていくものと考えています。

既に多くの庁において、裁判員対象事件を原則として全件公判前整理手続に付する運用を行い、問題点の洗い出しや運用の定着を図る取組を実施していると聞いております。各庁において、今後更に検討が深まることを期待しています。

なお、裁判所職員総合研修所の

平成20年度書記官実務研究においては、「公判前整理手続を中心とする書記官事務の研究（仮称）」というテーマで研究が行われています。

(イ) 犯罪被害者保護制度（公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大・犯罪被害者等に関する情報の保護）

犯罪被害者保護法等改正法のうち、公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大に関する部分が平成19年12月26日から施行され、従来の要件が改められて、被害者等について、原則として公判記録の閲覧及び謄写が認められるようになったほか、同種余罪の被害者等についても、公判記録の閲覧及び謄写が新たに認められるようになりました。

また、犯罪被害者保護法等改正法のうち、犯罪被害者等に関する情報の保護に関する部分も同日から施行され、公開の法廷において性犯罪等の被害者の氏名等を明らかにしない旨の決定ができるようになったほか、検察官が、証拠開示の際に、弁護人に対し、被害者等の氏名等が被告人その他の者に知られないようにすることを求めることができるようになりました。

これらの新制度の実施状況としては、本年1月から3月までの実施件数の累計が、同種余罪の被害者等による閲覧謄写については4件、被害者特定事項を明らかにしない決定については431件となっ

ています。今後、これらの制度が国民に浸透するにつれ、件数が増加することも考えられます。

(ウ) 被害者参加制度

犯罪被害者保護法等改正法のうち、被害者参加制度に関する部分
が本年12月26日までの政令で定め
る日から施行されることになって
います。

被害者参加制度とは、故意の犯
罪行為により人を死傷させた罪、
業務上過失致死傷の罪等に係る被
告事件の被害者等から、被告事件
の手續への参加の申出がある場合
において、裁判所が相当と認める
ときは、当該被害者等が刑事裁判
手續に参加することを許すという
ものです。参加を許された者（被
害者参加人）は、公判期日に出席
したり、被告事件についての検察
官の権限行使に関し、意見を述べ、
説明を受けることができるほか、
裁判所の許可を得て、証人を尋問
したり、被告人に質問を発したり、
検察官の意見の陳述の後に自ら意
見を陳述したりすることができます。

被害者参加制度において、被害
者参加人と第一次的に接するのは
検察官となっていますが、裁判所
としても、公判前整理手續や事前
準備の機会に、検察官を通じて被
害者等の意向を把握しておく必要
があり、このような場面において、
進行管理事務を担う書記官の役割
が一層重要になると考えます。

被害者参加制度については、こ
の4月23日に刑訴規則が改正され
て、その細則が定められ、参加申
出に関する手續の方式や公判調書
等の記載事項などが明らかになり
ました。また、本年4月に、別途、
犯罪被害者等の権利利益の保護を
図るための刑事手續に付随する措
置に関する法律（以下「犯罪被害
者保護法」といいます。）等の一
部が改正され、裁判所が被害者参
加人のための弁護士（国選被害者
参加弁護士）を選定する制度も導
入されることになりました。

今後、関連する通達等の整備を
急ぐとともに、調書の記載例等の
執務資料を提供していきたいと考
えていますので、各庁においても
検討を深め、より具体的な運用イ
メージを固めるなどして、制度の
円滑な導入に努めていただきたい
と考えています。

(3) 民事・刑事関係

千葉企画調査部長

刑事損害賠償命令制度についてお聞かせ
ください。

上田総務局第三課長

刑事損害賠償命令制度

犯罪被害者保護法等改正法のうち、
刑事損害賠償命令制度に関する部分
が、先ほどお話しした被害者参加制度
と同様に、本年12月26日までの政令で
定める日から施行されることになって
います。刑事損害賠償命令制度とは、
故意の犯罪行為により人を死傷させた

罪等に係る被告事件に関し、被害者等からの申立てにより、当該被告事件の刑事手続の成果を利用して、刑事事件の審理を行った裁判所が損害賠償請求についての審理を行い、かつ、異議等があった場合には民事裁判所に移行するというものです。このように、同制度はこれまでにないまったく新しい制度ですので、以下、書記官事務に及ぼす影響が大きいと思われる部分を中心に、制度の概略を説明することとします。なお、刑事損害賠償命令制度についても、この4月23日に犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（以下「犯罪被害者保護規則」といいます。）が改正されて、その細則が定められました。

ア 刑事損害賠償命令事件の申立て

刑事損害賠償命令の申立ては、公訴提起後弁論終結までにすることになっていますが、申立書の記載事項が制限されており、また、刑事被告事件について有罪判決の言渡しがあるまでは、審理及び裁判を行わないこととされています。これは、刑事事件を担当する裁判官の心証に不当な影響を及ぼすのではないかとの懸念を刑事事件の当事者に生じさせないようにするとともに、民事に関する争いが刑事事件に持ち込まれることにより、迅速かつ適正な裁判の実現が阻害されないようにするための規定です。

刑事損害賠償命令事件の申立てがあった場合には、書記官は立件（※

刑事事件記録符号規程を改正して、基本事件として立件する方向で検討を行っています。）を行った上で、申立書の副本を相手方に送達する必要があります（犯罪被害者保護法10条（国選被害者参加弁護士制度導入に伴う法改正後18条）、犯罪被害者保護規則15条）。

イ 刑事損害賠償命令事件の審理

刑事損害賠償命令制度においては、刑事手続の成果を利用して簡易迅速に解決するという制度目的から、刑事被告事件について有罪判決の言渡しがあった場合には、原則として、直ちに審理期日を開き、かつ、4回以内の審理期日で終結すべきこととされています。刑事損害賠償命令の裁判は、口頭弁論を経ないことができ、口頭弁論を行わない場合には、裁判所は当事者を審尋することができます（同法15条（同改正後23条）、任意的口頭弁論）。期日が開かれた場合には、口頭弁論調書又は審尋調書を作成する必要がありますが、調書には、取り調べた刑事記録を明示する必要があります。調書の作成については、民事訴訟規則の規定が準用されますが、証人等の供述については、記載の省略が認められています（同規則19条）。また、刑事損害賠償命令の裁判は決定の形式で行われますが、決定書の作成に代えて、当事者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により裁判を行うこ

とができ(同法18条4項(同改正後26条4項)),この場合には書記官が決定書に代わる調書を作成することとなります。

今後、調書や書証目録の様式、記録の編成方法等の検討を進めていくこととなりますが、刑事損害賠償命令事件の審理は、民事訴訟法や民事訴訟規則の規定が多く準用されており、調書の記載などの書記官事務についても、民事手続に準じた運用が行われることになると考えられます。

ウ 異議等による民事裁判所への移行

当事者が刑事損害賠償命令の申立てに対する裁判に対して異議の申立てをした場合や、刑事裁判所が4回以内の審理期日において審理を終結することが困難であるとして刑事損害賠償命令事件を終了させる旨の決定を行った場合には、通常の民事裁判所に訴えの提起があったものとみなされます(同法20条(同改正後28条),24条4項(同改正後32条4項))。これらの場合には、刑事損害賠償命令事件の記録は原則として民事裁判所に送付されることとなりますので、刑事裁判所の書記官において取り調べた刑事訴訟記録の写しを作成する必要があります。

移行後は通常の民事訴訟手続によることとなりますが、送付された記録について当事者が書証の申出をする際には、書証とすべきものを特定することによりすることができるとの書証の申出の特例が認められてい

ます(同法22条(同改正後30条))。この申出は書面によらなければならないとされていますが(同規則25条)、書証の写しは提出されないため、刑事損害賠償命令事件記録の取扱いをどのようにするのか、検討をする必要があると考えています。

今後、関連する規程や通達等の整備を行うとともに、調書の記載例等の執務資料を提供していきたいと考えていますので、各庁においても検討を深め、制度の円滑な導入に努めていただきたいと考えています。

(4) 家事関係

千葉企画調査部長

最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

氏本総務局第二課長

ア 最近の家事事件の動向、書記官事務の状況等について

平成19年における家事事件及び人訴事件の新受件数の総数は、前年比で約1.2%増加しました。その内訳を見ると、家事調停事件は、ほぼ横ばいの状態ですが、家事審判事件は約1.9%の増加、人訴事件は約3%の増加となっています。

平成19年4月1日からいわゆる離婚時年金分割制度が導入されましたが、これに基づく請求すべき按分割合に関する処分申立てについては、平成19年4月1日から本年2月29日までの間の付随申立て等を含めた新受件数総数が9978件となっており、そのうち離婚調停に付随して申し立

てられた件数は4706件、離婚訴訟の附帯処分として申し立てられた件数は788件となっています。これを離婚調停又は離婚訴訟の新受件数との対比で見ますと、離婚調停4万8834件のうち9.6%について、離婚訴訟9155件のうち8.6%について、それぞれ付随申立て等がなされたことになり、離婚調停については約10件に1件の割合で、請求すべき按分割合に関する処分申立てが付随して申し立てられていることとなります。また、既に係属している離婚調停又は離婚訴訟に付随申立て等として追加的に申し立てられた件数は3402件あり、そのうち離婚調停に追加的に申し立てられた件数は2574件、離婚訴訟に追加的に申し立てられた件数は828件でした。施行後約1年が経過したばかりの制度ですので、事件動向には今後も留意していく必要があると思います。

なお、本年4月1日から、被扶養配偶者である期間についての特例に関する規定（厚生年金保険法第3章の3等）が施行され、平成20年3月31日付け家庭局長通知及び同日付け家庭局第一課長事務連絡も発出されています。書記官においても、制度内容についての理解を深め、確実な事件処理を心がけていただきたいと思います。

また、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」及び「特別家事審判規則

の一部を改正する規則」（平成20年最高裁判所規則第1号）が、本年4月1日から施行され、児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の審判前の保全処分の制度が新たに設けられ、所要の通達改正を行いました。

なお、児童虐待の防止に関しては、同法において、地裁、家裁及び簡裁において発付する臨検搜索許可状による臨検搜索の制度が新設されましたが、これは、児童虐待が児童の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにかんがみ設けられたものですので、随時の請求に対して即時の審査と許可状発付等の裁判を行うことができるよう、各裁判所においては、各地の実情に応じて受付及び処理態勢を整えていただいた上で、適正かつ迅速に対応していただくようお願いいたします。

千葉企画調査部長

成年後見関係事件における書記官事務の状況についてお聞かせください。

上田総務局第三課長

イ 成年後見関係事件における書記官事務の状況について

平成19年における成年後見関係事件の新受件数は3万0370件であり、3年前の平成16年との比較では約1.5倍の事件数となっています。また、後見等監督事件の新受件数は5万3070件と5万件台に達し、前年比では約32%の増加、3年前の平成16年との比較では約2倍という件数と

なっています。成年後見制度については、今後、ますます利用されるようになり、特に後見等監督事件については、累積的に増加していくことが予想されます。

このような実情を踏まえ、平成18年7月に成年後見事件担当裁判官等事務打合せが開催され、続いて平成19年2月には家裁首席書記官協議会が、平成19年秋には全国4ブロックに分かれて、成年後見事件担当書記官事務打合せが開催され、成年後見事件処理の合理化のための方策等が協議されました。特に成年後見事件担当書記官事務打合せにおいては、事件急増下であっても適正かつ迅速な事件処理が行えるよう、上記平成18年の成年後見事件担当裁判官等事務打合せの結果を踏まえた事務処理改善策を実施した際に、各庁でどのような問題が生じ、その解決をどのように図ったかをテーマとして、①鑑定省略及び本人調査の実施の要否の判断基準、②申立て時添付書類の標準化、③後見等開始事件における参与員の活用、④後見監督の在り方の見直し、⑤後見等監督事件における参与員の活用といった論点について協議がなされました。また、多くの支部・出張所において、審理期間が本庁より長かったり、鑑定実施事例の平均審理期間が従前とほとんど変わっていないといった現状があることを踏まえて、支部・出張所を含めた管内全体において事務処理改善

策を推進するためにどのような工夫が考えられるかという点についても協議がなされました。成年後見関係事件の事務処理方法については、このような協議会等で得た成果も活かしつつ、今後も更に検討を重ね、事務の見直しや合理化を行っていく必要があると考えています。

また、後見事件管理システム（改修後の名称：後見事件管理プログラム）については、期日進行管理プログラム（家事事件用）とのデータ連携機能を追加するとともに、後見等監督事件において複数事件を一括で立件できるようにするための改修作業が行われ、立件作業においては大幅な合理化が図られました。これについては既に各庁へ整備済みですので、各庁の実情に合わせて利用した上で、事務処理の効率化を進めていきたいと思っております。

千葉企画調査部長

家事手続案内の実情等についてお聞かせください。

上田総務局第三課長

ウ 家事手続案内の実情等について

本年1月1日より「家事相談」の名称が「家事手続案内」と改められました。本来、家事手続案内は、家庭裁判所における家事事件に関する申立手続の説明、案内を目的とするものであるにもかかわらず、身上相談や法律相談と誤解して来庁する場合も多いということから、その実質に見合った名称に変更することとなっ

たものです。

家事手続案内は、家庭裁判所の手続を国民に利用しやすいものとするとともに、受付事務の円滑な処理に寄与することを目的として行われていますが、法律的な手続に不慣れな一般の当事者から種々雑多な相談が持ち込まれ、事務負担が重いという声が多くの方から聞かれています。このような状況に対応するため、平成19年度書記官実務研究において、家事手続案内の標準化及び効率化を図るための具体的な方策が研究され、説明の効率化を図るための手続説明書等も作成されました。また、家庭局においても「家事相談の手引」が改訂され、「家事手続案内の手引」として発刊されたところですが、この中では、利用者から受けることの多い質問と回答例等が分かりやすくまとめられています。これらの資料を活用し、定型的な説明については手続説明書等のツールを活用しながら、来庁者に対し、家庭裁判所における家事事件の手続を要領よく案内、説明していただき、家事手続案内の一層の効率化を図っていただきたいと思います。また、法テラス（日本司法支援センター）の協力により、法テラスのコールセンター及び各地方事務所においても、制度の説明及び機関の紹介といった情報提供業務の一環として、オペレーター等が家事手続の説明を行う予定であり、現在準備を進めているところで

す。今後、家庭局から法テラスに対し関係資料の提供及び研修を行う予定です。法テラスによる家事手続の情報提供業務が開始されれば、各庁においても家事手続案内の更なる効率化が図られるものと期待しております。さらに、法テラスでは、資力の乏しい人に対して代理援助、書類作成援助等の援助業務も行っていますので、このような事項に関する問い合わせについては、速やかに法テラスを紹介し、来庁者が必要な情報にスムーズにアクセスできるよう心がけていただきたいと思います。

なお、法テラスにおいては、後見等開始事件申立てにおける書類作成及び鑑定費用立替の援助事業を行っており、同事業に基づく法テラスからの鑑定費用の予納の取扱いについて、本年4月30日付けで書簡を発出していますので、執務の参考としてください。

家事手続案内の効率化は、受付事務を始めとする家事事件の事務処理全般の効率化、円滑化につながるものですから、適正・迅速な事件処理の推進役である書記官として、その役割を十分に果たしていただきたいと思います。

(5) 少年関係

千葉企画調査部長

最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等についてお聞かせください。

安東総務局第一課長

ア 最近の少年事件の動向、書記官事務の状況等について

少年保護事件の新受人員は、昭和41年に過去最高（109万4339人）を記録し、その後、昭和58年にピーク（68万4830人）を迎えて以降減少を続け、平成7年に29万3703人となった後若干増加しましたが、平成11年以降再び減少し、平成19年は19万4650人となっています。しかし、社会の注目を集める重大事件が発生するなど、少年非行は深刻な状況にあり、少年事件の事件処理においても、より一層慎重な処理が求められる状況となっています。

このような状況を踏まえて、平成19年5月に少年法等の一部を改正する法律が成立し、同年11月から施行され、①触法少年に係る事件の警察官等による調査、②下限年齢をおおむね12歳以上とする14歳未満の少年の少年院送致、③保護観察中の者が遵守事項を遵守しなかった場合の措置、④一定の重大事件について裁判所の判断により国選付添人を付する制度などが新たに導入されました。この改正に伴い、保護観察中の者が遵守すべき事項を遵守しなかった場合の措置の申請事件（施設送致申請事件）を、準少年保護事件として新たに立件することとし、平成19年10月に受付分配通達の改正通達を发出しています。

また、国選付添人選任手続につい

ては、総合法律支援法の改正により、法テラスを介した選任手続制度が創設され、迅速かつ確実に国選付添人を確保する仕組みが整備されました。この場合の書記官事務については、同年10月31日付け家庭局第二課長及び総務局第三課長事務連絡「家庭裁判所における新たな国選付添人選任手続等に関する書記官事務」が发出されていますから、執務の参考としてください。

なお、保護観察における遵守事項の関係では、本年6月1日から施行される更生保護法において、保護観察の開始後においても、家庭裁判所の意見を聴き、これに基づいて保護観察中の者が遵守すべき特別の事項（特別遵守事項）を設定又は変更できることとなります。同法の規定に基づいて家庭裁判所へ求意見があった場合の事務については、書記官事務としても新たな事務となるものですから、制度内容の理解を深めていただき、確実な事務処理をしていただきたいと思います。

千葉企画調査部長

被害者配慮制度等における書記官事務の在り方についてお聞かせください。

上田総務局第三課長

イ 被害者配慮制度等における書記官事務の在り方について

記録の閲覧・謄写、意見陳述、審判結果等の通知など、平成12年の少年法改正により導入された被害者配慮制度については、犯罪被害者等基

本計画において、「少年保護事件に関する被害者配慮制度の周知徹底」との施策が掲げられました。

これを受けて、被害者配慮制度を一層充実させるため、平成18年9月28日付け家庭局長書簡において、一定の少年保護事件の被害者等に対し、担当書記官がリーフレット等を郵送して被害者配慮制度を案内するといった取組とそれを実施する場合の目安も示されたところであり、これを参考に各庁で実際に被害者配慮制度の案内をしていただいていることと思います。少年保護事件が係属したら、できるだけ早期に被害者配慮制度の存在と内容を被害者等に知らせることが重要です。各庁の事情に応じて案内の対象とされる事件については、その案内に遺漏のないようにしていただき、さらに、被害者等から問い合わせがあった場合には、家裁調査官との適切な連携の下、被害者等の心情に十分配慮しながら、被害者配慮制度の手続を適宜教示するなどの対応をしていただきたいと思います。

また、法務省が実施している保護処分を受けた加害者の処遇状況等に関する通知及び更生保護における犯罪被害者等施策に係る説明資料の被害者等への交付といった施策についても、被害者等への配慮の重要性という観点から、家庭裁判所においてもこれに協力することが望ましいとされ、平成20年2月20日付け家庭局

長書簡により、被害者に対し審判結果等の通知を郵送する際に法務省作成の説明資料を同封するとともに、同資料を裁判所の窓口にも備え付けることとされました。犯罪被害者等基本計画においては、国の各機関が連携を図りながら協力していくとされており、このような取扱いもその一環として行われるのが相当と考えられるものですから、その趣旨を理解して適切に対応していただきたいと思います。

さらに、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護等を図るため、少年法の一部を改正する法律案が現在国会に提出されていますが、その内容は、①被害者等による少年審判の傍聴、②被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大、③被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大、④成人の刑事事件の地方裁判所及び簡易裁判所への移管となっています。この法律が成立、施行されると、書記官事務にも影響があるところですので、その動向に留意していただきたいと思います。また、これにより、今後、被害者等に対する連絡、説明、関係者間の調整等の事務が一層増え、事件の進行管理の要としての書記官の働きがより重要になると考えられます。裁判所職員総合研修所で実施された平成19年少年実務研究会においても、被害者配慮が必要な事件における被害者等からの情報収集及びそ

れに基づく情報共有の在り方について、具体的な議論がなされたところです。事件の進行管理者としての書記官には、今後一層、裁判官や家裁調査官をはじめ、必要に応じて事務局と緊密に連携しつつ、被害者等との連絡調整において中心的な役割を果たし、事件処理の過程で発生する様々な事象に的確に対応していくことが求められるようになって考えています。

3 書記官の給与上の諸問題等について

(1) 書記官全体の処遇について

千葉企画調査部長

書記官全体の処遇についてお聞かせください。

垣内人事局給与課長

書記官の給与上の処遇については、書記官の法律専門職としての高度の専門性、職務の複雑・困難性、書記官の権限拡大、職責の増大などを踏まえ、級別定数改定や官職増設について鋭意折衝を行い、公務員総人件費抑制を強力に推進すべき情勢の下、適正な昇格運用を維持するのに最低限必要なものを確保したところです。これからも適正な処遇維持のため同様の努力をしていくつもりです。

(2) 級別定数関係について

千葉企画調査部長

級別定数、特に書記官の格付け関係についてお聞かせください。(7級関係、6級以下関係、官職増設関係)



垣内人事局給与課長

垣内人事局給与課長

平成20年度予算の級別定数の改定折衝においては、裁判部門の執務態勢をより充実強化する必要があることや書記官の職責が増大していることを踏まえて折衝に当たりました。

現下の厳しい財政状況を背景に、公務員総人件費抑制の動きが強まる中、次に述べるとおり、一定の成果を上げることができたと考えています。

ア 7級関係

地裁次席書記官2(前年度4)、高裁訟廷管理官4(前年度3)の切上げを実現することができましたが、これは書記官全体の官職評価の引き上げという面からも意義のあることだと考えています。

この結果、下級裁次席書記官については、増設が認められた3ポストを含む139ポスト中131が7級以上に格付けられることになりました。

イ 6級以下関係

書記官については、これまでの大幅な定員振替及び増員による年齢構成の変化及び級別定数の構成比率の変動に伴い、書記官の適正な昇格運用の維持が困難となることを避ける

ため、引き続き5級、4級及び3級について定数の切上げを要求し折衝を行った結果、現在の処遇水準を最低限度維持するために必要な344（5級56、4級168、3級120）という切上げ数が認められました。

ウ 官職増設関係

官職増設については、裁判部門における執務態勢の充実強化を図るため、千葉地裁及び神戸地裁に次席書記官各1（いずれも7級格付け）、千葉家裁に次席書記官1（6級格付け）を増設することが認められ、また、主任書記官の増設についても、35の増設を確保することができました。

4 書記官の任用上の問題について

(1) 書記官任用試験及び主任書記官選考について

千葉企画調査部長

書記官任用試験制度及び主任書記官選考制度の実施状況等についてお聞かせください。

丸山人事局参事官

司法制度の改革に伴い、制度改革や法改正がめまぐるしく行われる中、ますます高度化する書記官事務に対応していくため、従前のCP試験に代わり、平成18年度から、裁判所書記官任用試験（以下「CA試験」という。）が始まりました。

昨年度行われたCA試験（CA-2）では、全国で385人の受験申込みがあり、筆記試験、口述試験及び実務試験を経て最終合格した54人が、10月1日付けで書記官に任官しました（なお、



丸山人事局参事官

CA-1の申込者数は648人、任官数は62人）。

本年度の試験（CA-3）については、1月17日及び18日に筆記試験が実施され、さらに5月7日から27日までの間に、各高裁において口述試験が実施されました。

今後は、口述試験合格者に対し、6月30日から9月17日までの間、裁判所職員総合研修所における中央研修及び各庁における実務研修を内容とする実務試験が行われることとなります。この実務試験は、書記官任用前に、書記官として必要な基本的な法律知識と実務知識を付与することを主たる目的とする研修という面も有するもので、ますます高度化する書記官事務を適正迅速に処理できる書記官を育成することに資する内容となっています。

なお、裁判所職員総合研修所における中央研修の期間は、従前の書記官基礎研修の期間とほぼ同様であることから、家庭事情等のため長期間の研修に参加することが困難な職員で実務能力を有する優秀な事務官等にも、書記官となってその能力を活用する途を確保できるものと考えています。

また、CE及びCA試験受験者の学習意欲の維持、向上を目的として、平成20年度に実施される試験(CE-60, CA-3)から、有効に受験して不合格となった受験者のうち希望する者に対して、筆記試験の成績の通知を行うこととしました。

これにより、多くの受験者の皆さんに、書記官任官に向けての学習意欲を一層高めていただくことを期待しています。

次に主任書記官選考についてですが、現在は、すべての高裁において公募による主任書記官選考が実施されています。これは、今後ますます重要性が高まっていく主任書記官という職務について、意欲と能力のある職員を適材適所の観点から透明な手続によって広く登用していくという趣旨によるものだと認識しています。また、公募制の場合、子どもの養育など自らのライフサイクルを踏まえて、いつごろ選考を受験するかということを自ら選択することが可能であることから、男女共同参画社会における女性の主任書記官の積極的登用にとっても望ましい手段の一つではないかと考えています。

(2) 書記官の任用政策について

千葉企画調査部長

書記官の任用政策について、特に主任書記官等のポストの増設及び書記官の専門分野ごとの育成・配置についてお聞かせください。

丸山人事局参事官

ア 主任書記官等のポストの増設について

「書記官の給与上の諸問題等について」のところで説明したとおり、主任書記官ポストの増設については、平成20年度予算においても、一定数の主任書記官の増設を実現することができました。

適正迅速な裁判の実現に向けて裁判部の職員が十分に能力を発揮できるような指導監督態勢を構築していく必要性がより強まっていますので、主任書記官ポストの増設については、今後も引き続き努力をしていきたいと考えています。

また、大規模地裁の大規模な部において多くの部下職員を抱えて極めて重い職責を担う主任書記官の給与格付けの改善を図るため、これまでに、東京地裁、横浜地裁、さいたま地裁、千葉地裁、大阪地裁、京都地裁、名古屋地裁、広島地裁、福岡地裁、札幌地裁に総括主任書記官ポスト(7級)の設置を行ってきたところです。

さらに、同様に重い職責を担う高裁訟廷管理官についても平成17年度以降7級切上げ6を実現し、平成20年度においても4の切上げを実現することができたところです。

これらの7級ポストの設置や7級切上げは、書記官全体の官職評価の引き上げにもつながりますので、今後も職責に見合うよう引き続き努力

していきたいと考えています。ただ、7級は、行政官庁では「管区機関の特に困難な業務を所掌する課の長や府県単位機関の長」についてようやく格付けられる職務の級であるため、その拡大については、一定の限界があることは理解していただきたいと思います。

イ 書記官の専門分野ごとの育成・配置について

司法制度改革は、議論・立法の段階を終え、実施の段階に入っています。社会の複雑多様化、国際化等がより一層進展する中で、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度の構築と円滑な運用に向けて司法制度改革の実施が進められている中で、裁判所がその使命を十全に果たしていくためには、書記官にあっても、裁判官との協働態勢の下、裁判官との機能分担を更に推進するとともに専門性の向上を図って、訴訟運営に積極的に関わっていくことが求められます。

とりわけ刑事分野においては、裁判員制度の運用開始を目前に控え、各庁における模擬裁判や模擬選任手続等の実施結果等も踏まえ、具体的な運用方法等の整備を進めているところですが、書記官事務の遂行に当たっても、新制度の円滑な施行及び施行後の安定的運用の実現に向け、継続的な取組が不可欠となっています。

また、民事の分野においても、これまで以上に、専門的知見を必要とする複雑困難な事件が裁判所に持ち込まれるようになってきています。

書記官には多様な経験を積んでもらうことを基本に据えることはこれまでと同様ですが、このような司法を取り巻く状況にかんがみると、今後は、書記官の育成、配置の在り方については、新しい制度の運用等も見据え、書記官の専門性の向上にも十分に配慮していく必要があると考えています。

(3) 再任用の実施状況等について

千葉企画調査部長

再任用の実施状況についてお話しください。また、書記官の他官庁への出向状況等についてもお聞かせください。

丸山人事局参事官

ア 再任用の実施状況について

裁判所においては、職務に対する意欲と能力を有し、再任用を希望する職員については、定員及び(級別)定数の範囲内ではありますが、原則として再任用する方向で運用しています。

書記官(有資格者)の再任用者数を見てみると、平成19年度末に定年退職した書記官(有資格者)のうち、本年4月に再任用された者は43人(約29%)であり、昨年度の再任用者数(22人)に比べ、大幅に増加しています。また、昨年度に書記官として再任用された者(50人、1回目及び2回目更新者を含む。)のうち、

任期更新可能な者は40人であり、そのうち30人（75%）の任期が更新されています。

今後、公的年金の満額支給年齢の引上げが段階的に進むにつれて、再任用希望者（任期の更新希望者を含む。）がさらに増加し、それに伴って現在の勤務地以外の場所での再任用を希望する者も増加していくことが予想されます。このため、再任用者の任用配置に当たっては、他の地家裁管内又は他の高裁管内での再任用を希望した者の勤務地の調整や、再任用希望が小規模庁に集中した場合の勤務地の調整、さらには現役職員の異動ローテーションとの調整等、種々困難な問題に直面するものと思われまますので、最高裁としても各高裁と緊密な連携を図りながら適切な対応を行っていきたいと考えています。

イ 他官庁への出向状況等について

他省庁等への出向は、平成20年4月1日現在、12か所42人となっています。具体的な出向先は次のとおりです。

- (1) 衆議院（法務調査室）1
- (2) 参議院（法務調査室）1
- (3) 裁判官訴追委員会1
- (4) 弾劾裁判所2
- (5) 公害等調整委員会1
- (6) 公正取引委員会2
- (7) 国税不服審判所（東京、関東信越、大阪、名古屋、広島）6
- (8) 人事院1

- (9) 金融庁2
- (10) 預金保険機構（東京、大阪）2
- (11) 法務省1
- (12) 日本司法支援センター（本部、東京、千葉、大阪、京都、奈良、三重、福井、広島、佐賀、長崎、熊本、宮崎、宮城、札幌、香川、徳島、高知、愛媛）22

出向期間は出向先によって異なりますが、通常は2年ないしは3年となっています。

他省庁等への出向は、裁判所以外の組織を経験することによって視野が拡大し識見が高まるため、出向者自身の能力向上や専門性を深めることに資するところが大きく、ひいては、それを組織に還元することにより、組織にとっても有用性が高い等のメリットもあることを考慮に入れつつ、事件処理に必要な書記官を確保することを前提に、今後も出向先及び人数について検討していきたいと考えています。

- (4) 産前・産後休暇、育児休業制度における代替職員の確保について

千葉企画調査部長

産前・産後休暇、育児休業制度における代替要員の確保についてお聞かせください。

丸山人事局参事官

産前・産後休暇中における代替要員の確保については、平成14年8月1日から、休職者や年度途中の離職者がいる等の限られた場合にはありますが、書記官を代替要員とする臨時的任用を行っているところです。

最近数年間における育児休業を取得した書記官の数は、平成16年度が97人（うち男性職員7人、以下（ ）内は男性職員数で内数）、平成17年度が134人（11人）、平成18年度が139人（13人）、昨年度が155人（8人）、そのうち任期付採用又は臨時的任用（以下「任期付採用等」という。）を行った数は、平成16年度が80人（82.5%）、平成17年度が106人（79.1%）、平成18年度が110人（79.1%）、昨年度が129人（83.2%）となっており、育児休業に伴う代替措置としての任期付採用等は、育児休業制度の定着とともに、高い割合で行われるようになっていきます。

ところで、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保については、書記官任命資格を有する者の代替要員の確保の困難さから、産前・産後の特別休暇中は、事務補助要員を賃金雇人という形で雇い入れ、その後の育児休業期間中は、その者を事務官として任期付採用等を行うことも多いかと思われます（昨年度任期付採用等を行った者129人のうち、書記官を任用したのは32人（24.8%）となっています。）。

そこで、書記官任命資格を有する代替要員を確保し、司法制度改革の実施に向けて裁判部の戦力を維持するため、書記官任命資格を有する者で、1年以内に定年退職、再任用終了、自己都合退職等が予定されている者に対して任期付採用等の希望に関する調査を実施したり、各裁判所は、当該庁に書記官任命候補者がいない場合でも、高

等裁判所や最高裁判所への照会を通じて、当該庁において勤務に応じる見込みがある者についての情報を収集することができる態勢を整えているところです。

また、産前・産後の特別休暇期間中の臨時的任用者の給与格付けについても、育児休業に伴う任期付採用等と同様に、再任用者よりも有利な俸給月額に決定できるような方式を採っており、希望任地等で折り合えば再任用希望者が産前・産後休暇及び育児休業期間中の代替要員として活躍してもらえ、環境作りも行っています。

しかしながら、任期付採用等の候補者を十分に確保することが困難な状況は依然として続いていますし、書記官数の増加や育児休業等取得の促進により、今後も、育児休業取得者が高い水準で推移することが見込まれます。そこで、先に述べたような方策に加えて、平成20年度においても、書記官に限ってはありますが、各高裁管内における育児休業取得者数のうち、一定数に達する数について正規職員である書記官で補充できる扱いとしています。これは、1年間を通じて常時相当数の書記官が育児休業を取得し、しかも育休代替要員の確保が実際上困難であることが見込まれる中で、育児休業取得者が急きょ職務復帰することとなった場合に生じる支障や育休代替要員による補充の困難性等を総合考慮して行っているものです。

なお、任期付採用等による代替要員

の確保については、平成17年1月に策定された次世代育成支援対策推進法に基づく裁判所特定事業主行動計画「みんなで支える子育て応援アクションプラン～よりよい勤務環境を目指して～」でも触れられています。この中では、育児休業等を取得することになった場合は、業務に支障が出ないように業務分担の見直しを行ったり、任期付採用等による代替要員を確保することを検討するなど、育児休業等取得者が安心して育児に専念できるような勤務環境を整えていくこととしており、今後もより一層、書記官の育児休業等に伴う代替要員の確保に努めていく必要があるものと考えています。

また、昨年8月1日に施行された育児短時間勤務については、子育て中の職員にとって利用しやすいものとしつつ、公務運営に与える影響を踏まえ、職員全体の理解を得ながら、配置や業務分担を工夫することなどによって、裁判所の業務においても比較的対応しやすいと考えられる例を「育児短時間勤務職員の勤務時間の割振りモデル」として示しています。このモデルに当てはまる請求については、基本的に配置や業務分担を工夫することなどにより、できる限り速やかに承認されるものと考えており、実際そのような運用がされていると認識しています。

このモデルに当てはまらない請求については、公務運営に与える影響を慎重に検討する必要がある、異動等も視野に入れることもあるので、その検討

には一定の時間が掛かることは理解していただきたいと思います。

また、任期付短時間勤務職員を確保する必要性も高いと考えられますが、任期付短時間勤務職員は、育児短時間勤務を取得した職員と「同一の業務」を行うこととされており、書記官のような資格官職の任期付短時間勤務職員の確保は相当の困難があります。

いずれにしても、育児短時間勤務の承認に当たっては、様々な工夫をすることにより、適切に対応していきたいと考えています。

5 メンタルヘルスについて

千葉企画調査部長

メンタルヘルスの具体的実施状況についてお聞かせください。

丸山人事局参事官

職員の心の健康づくりのためには、心の健康の保持増進、心の不健康な状態への早期対応、円滑な職場復帰と再発の防止のそれぞれについて、管理職員はもとより、個々の職員の理解を深め、意識啓発に努めていく必要があります。

このような観点から、裁判所においては、各庁において実施される健康管理講習会や、新採用職員研修、中間管理者研修等の各種研修の中で、できる限り心の健康づくりのための科目を設け、人事院の専門家会議の取りまとめによる研修教材等を活用した研修を実施することにより、職員に対して心の健康づくりの浸透及び意識啓発を図っているところです。また、人事院主催の研修講師養成講座等に健康管理者や健康管理

事務担当者をできる限り参加させ、各種研修が効果的に行われるよう努めているところと
ろです。

このほか、職員本人の心の悩み相談や上司・同僚からの相談の窓口として、最高裁及び各高裁所在地に臨床心理士などの専門家によるカウンセリング体制を整備し、その他の庁においても、カウンセリング会を実施しているところと
ろです。

6 情報政策課と書記官事務について

(1) 裁判事務支援システムについて

千葉企画調査部長

裁判事務支援システムについてお聞かせください。

岡部情報政策課参事官

ア 民事裁判事務支援システム (MINTAS)

(ア) MINTASの概要

MINTASは、昨年の座談会でも概要をお話ししましたが、民事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援するとともに、特に応答性の確保及び操作性が改善されたシステムとすることを目指し、平成18年4月から開発を進め、本年2月12日に第1次導入庁であるさいたま地裁に導入し、本格稼働を開始したところと
ろです。開発にあたり、パイロット庁である東京地裁とさいたま地裁の職員の皆様には、帳票、画面、マ



岡部情報政策課参事官

ニユアル等に関する貴重な御意見をいただくなど多大な御協力をいただきました。この場を借りて御礼申し上げます。

完成したシステムは、応答性の点では、

という目標を達成し、操作性の点でも、
に基本情報を集約するとともに、画面遷移も事務処理の流れに沿った直感的に理解できるものとする
ことができたと考えております。

(イ) MINTAS導入による書記官事務の変更点

a 他システムとの連携

MINTASの大きな特色の一つとしては、

(以下
という。)及び
(以下
という。)との連携があります。

(a) との連携について

MINTASでは、
と連携し、MINTA

Sで登録した[]
 []
 []機能を設けること
 により、これまで別途各庁及
 び各部で行われていた[]
 []
 []を不要なものとしていま
 す。また、[]の作成につ
 いても、MINTASで作成
 した[]
 []
 []ことにより、事件票
 チェックシステムによる[]
 []
 []を不要なも
 のとしました。

これにより、大幅な事務の
 省力化が図られているものと
 考えております。

(b) []との連携に
 ついて

これまで、民事裁判事務処
 理システム（以下「民裁シス
 テム」という。）導入庁にお
 いては、送達費用を予納郵便
 切手ではなく予納金として納
 付させて保管金として取り扱
 うことができました。この送
 達費用に関する予納金（以下
 「送達予納金」という。）につ
 いては民裁システムで管理し
 ておりましたが、送達予納金
 以外の保管金（例えば鑑定料
 や証人旅費日当など）につ
 いては[]で管理し

ていたため、書記官としては、
 保管金の事務処理のために二
 つのシステムを使い分けて利
 用する必要がありました。ま
 た、庁としても、送達予納金
 の取扱いのために、民事訟廷
 に分任歳入歳出外現金出納官
 吏又は出納員を設置する必要
 がありました。

MINTASでは、[]
 []と連携し、書記官が
 行う[]
 []などによる[]
 []の利用及び[]の支払
 など[]
 []にかかる[]をすべて
 MINTAS上で操作できる
 ようにしました。

これにより、書記官は、保
 管金の種類によってシステム
 を使い分ける必要がなくなる
 とともに、郵便料を取り扱う
 ために分任歳入歳出外現金出
 納官吏又は出納員を民事訟廷
 に置く必要がなくなるなど、
 事務の効率化が図られている
 ものと考えております。

b []機能の改善

二つ目として、[]機能の改
 善が挙げられます。

民裁システム非導入庁では、
 期日進行管理プログラムを利用
 しているため、[]でしか
 []を[]すること
 ができず、当事者等の外部から

の照会に対して[]での[]
[]を行う場合には、事件簿等を用いるなど、他の手段により行わざるを得ませんでした。

民裁システム導入庁では、この点、システムに[]が[]されているため、[]と[]とした[]が可能でしたが、[]に30秒以上もかかるなど応答性が十分ではなく、また、[]機能自体も[]する[]というシンプルなものであったため、当事者等からの照会に即座に対応することが難しい状態でした。

MINTASでは、民裁システム同様に[]を可能としつつ、応答性能の大幅な向上を図るとともに、[]機能についても、[]
[]
[]
[]することが可能となるよう、改善を図りました。

これによって、必要な情報を早く確実に得ることが可能となり、当事者等の外部からの照会に対しても迅速に対応することが可能となりました。

c []機能、[]
[]
[]機能の追加

三つ目として、これまで帳簿等を利用して事務処理を行ってきた[]

[]をMINTAS上で行うことができる機能を設けたことが挙げられます。

[]事務については、[]
[]
[]をMINTASに登録して管理し、[]
[]できるようにしました。また、[]
[]についても、[]
[]を利用して行うこと
によって、[]を
管理できるようにしました。なお、[]
[]機能を設けること
により、セキュリティの確保を
図っています。

[]事務については、[]
[]
[]
[]をMINTASに登録して管理する機能を設けました。また、[]
[]についても、[]
[]
[]を利用して行うことにより、
[]を管理できるようにしました。

d []
[]機能
四つ目として、[]
[]機能が挙げられ

ます。

MINTASでは、
 できるようにし、利用
 頻度の高い機能を
 させるなど
 して利便性を高めるとともに、
 についても、
 することを
 可能とすることによって、業務
 の実情に応じたシステムの利用
 を可能としています。

(ウ) さいたま地裁における利用状況

a 応答性

民裁システムの全国展開が中止された経緯からも明らかであるとおおり、MINTASの一番の使命は応答性の改善にあると言っても過言ではありません。この点については、第一次導入庁であるさいたま地裁の職員の皆様からも、民裁システムと比較して応答性が格段に改善されていると好評を得ているところ。とりわけ機能について、民裁システムではに30秒以上かかっていたところ、MINTASではするので、当事者からの電話照会にも即座に対応できると好評を得ております。また、機能についても、

できるので、期日順に並べた記録を探す際にもとても便利であるとの感想をいただいております。

b 操作性

操作性について、MINTASでは主要な事務に関する操作にあたりマニュアルを参照しなくても画面を見れば自分がしたい処理に関する事務の操作をする画面にたどり着けるなど、民裁システムに比して格段にわかりやすくなったと好評を得ております。本年4月期の異動ではじめてMINTASを使うことになった職員からも、画面の遷移が予測でき、主要な操作方法を違和感なく習得できたとの感想を得ております。

(エ) 今後の導入展開予定

本年度(平成20年度)については、昨年度導入済みのさいたま地裁を除く民裁システム導入庁の26庁に対して、「別添資料」のとおり、7月7日の前橋地裁、新潟地裁を皮切りに2月16日の秋田地裁、青森地裁まで導入展開を進めて参ります。

各庁への導入にあたっては、まず、MINTASの操作方法の習得を目的として、各庁の導入日の約2か月前に、総合研修所において導入研修を行うことを予定しております。この研修には、各庁の訟廷、各部の代表者の方々に参加

していただき、基本操作マニュアルの内容に従って実際の端末を使用してMINTASの主要な操作方法を体得していただきます。当該研修に参加された代表者の方々には、その後各庁における集合研修又はOJTを通じて、各庁の他の職員の方々に習得した知識を還元していただくことをお願いしたいと考えております。また、その他にも各職員の皆様には、基本操作マニュアル、研修用CD-ROM、

を利用して自習を行うことも可能ですので、これらの活用により操作方法を習得していただけるものと考えております。

MINTASを導入するにあたって各庁において準備をお願いする事項については、各庁の導入の3か月前ころまでに、システム導入・管理マニュアルを配布させていただくとともに、前述のMINTAS導入研修の際にも準備事項の詳細について説明をさせていただく予定です。

なお、この他にも、MINTASで使用する
及び
の発注、作成などにつきましては、各庁において準備が整い次第開始していただきますとともに、民事訟廷管理官において一括管理しておりました予納

郵券についても、MINTASでは郵券管理機能を廃止したことから、民事訟廷管理官の一括管理から事件担当書記官がそれぞれ管理する方法へ変更していただく必要がありますので、その手順を検討していただき、各庁の実情に応じた返還作業を開始していただく必要があります。

加えて各庁の皆様には、MINTASにデータ移行するにあたって、民裁システムに登録された情報のデータ補正や現在民裁システムには登録されていない労働審判事件の情報を登録するためデータの補完をお願いすることになります。前述の導入研修の際に、データ補正やデータの補完をお願いする項目を記載したリストとその方法について手順書をお示しして御説明させていただく予定ですので、御協力をお願いいたします。

なお、現在、期日進行管理プログラムを利用している庁への平成21年度以降の展開予定については、先に導入した庁におけるMINTASの稼働状況を見ながら今後決定することになりますが、情報化戦略計画にあるとおり、順次展開を進め、平成22年度末までには、MINTASの全国の本庁、支部253庁への展開を完了する予定です。

イ 新しい刑事裁判事務処理システム
前述のとおり、MINTASのさ

いたま地裁での本格稼働開始、民裁システム導入庁への導入展開を受けて、今年度から、刑事裁判事務支援システム（KEITAS）の開発に着手する予定です。

KEITASの開発では、MIN TASの開発思想である「書記官事務の合理化・効率化」、「応答性や操作性に優れたシステム」、「他のシステムとの連携の容易性の実現」などを継承しながら、必要な機能に絞ったスリムで、シンプルなシステムとすることを目指す予定です。

(2) 期日進行管理プログラムについて

千葉企画調査部長

期日進行管理プログラムについてお聞かせください。

岡部情報政策課参事官

ア 出勤管理プログラムについて

調停委員出勤管理プログラムについては、平成18年度に開発し、平成19年度に東京地方裁判所、大阪地方裁判所及び全国の地方裁判所本庁に併置されている簡易裁判所（50庁）に配布済みです。

簡易裁判所においては、

とデータを連携し、

を作成す

ることができます。また、

ともデータ連携してい

ます。

イ 家事事件用プログラムについて

期日進行管理プログラム（家事事件用）については、平成19年度までに、全国の家庭裁判所（310庁、東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所は後見事件担当部署のみ）に配布済みです。

平成19年度には、調停委員出勤管理プログラムとのデータ連携、調停室等の部屋管理機能の追加、調停委員・参与員情報の管理機能の強化、自動配てん機能の追加等の改修を行ったところであり、今年度は、この改修後のプログラムを、現在調停事件管理システムを使用している、東京家庭裁判所、東京家庭裁判所八王子支部、横浜家庭裁判所、大阪家庭裁判所及び名古屋家庭裁判所の5庁にデータを移行して導入し、これらの5庁における稼働状況を見た上で、その他の家庭裁判所に配布する予定です。

(3) J・NETポータルについて

千葉企画調査部長

J・NETポータルについてお聞かせください。

岡部情報政策課参事官

昨年8月より、ロータス・ノーツに代わる情報共有のシステムとして、J・NETポータルが導入され、本年4月からは全国の裁判所のIE・OE化が完成したことにより、OEのメールアドレスが付与されている職員は、各自が利用している端末からJ・NETポータルを閲覧することが可能とな

に迫った裁判員裁判の実施に向けたお話
に、関心を持ちました。裁判員裁判におけ
る書記官の役割、事務内容、訟廷の人的態
勢、ITツールなど本番に向けて環境整備
が着々と進んでいる状況をうかがうことが
でき、大変心強く思っております。日本書
協では、この春に模擬裁判等を担当した刑
事書記官を集めて裁判員制度をテーマとし
た座談会を企画しましたが、現場の書記官
は、模擬裁判等の経験を通して、その中か
らいろいろな課題を抽出し、これを実践的
に分析検討しており、座談会も大変充実し
たものになりました。その様子に接し、確
かな手ごたえを感じたものですが、当局と、
実際に裁判員裁判を担当する書記官が歩調
を合わせてこの未曾有の事態に立ち向かっ
ていけば、必ず良い展望が開けるものと思っ
ております。

さて、この座談会の記事は、この7月発
行の「会報書記官第16号」に掲載する予定
です。全国の会員にとって、大変有益な情
報提供になるものと思います。

日本書協としましても、本日伺ったこと
を今後の活動、運営の参考にさせていただ
きたいと考えております。

総務局、人事局、情報政策課におかれま
しては、書記官制度の充実、発展、書記官
事務の在り方、処遇の改善、IT化の推進
等につきまして一層御尽力いただきますと
ともに、今後とも、日本書協に対しまして
ご支援を賜りますようお願い申し上げます。
この座談会の終了のあいさつといたします。

本日は、誠にありがとうございました。

(別添資料)

民事裁判事務支援システム導入展開予定 (平成20年度)

稼働開始予定日	導入対象庁
平成20年 7月7日(月)	前橋地方裁判所本庁, 新潟地方裁判所本庁
7月22日(火)	千葉地方裁判所本庁, 宇都宮地方裁判所本庁
9月16日(火)	札幌地方裁判所本庁, 旭川地方裁判所本庁
9月29日(月)	長崎地方裁判所本庁, 宮崎地方裁判所本庁
10月14日(火)	福岡地方裁判所本庁, 熊本地方裁判所本庁
10月27日(月)	大津地方裁判所本庁, 金沢地方裁判所本庁
11月4日(火)	神戸地方裁判所本庁, 津地方裁判所本庁, 岐阜地方裁判所本庁
11月25日(火)	広島地方裁判所本庁, 山口地方裁判所本庁, 岡山地方裁判所本庁
12月15日(月)	高松地方裁判所本庁, 徳島地方裁判所本庁
平成21年 1月13日(火)	横浜地方裁判所本庁, 京都地方裁判所本庁
2月2日(月)	福島地方裁判所本庁, 山形地方裁判所本庁
2月16日(月)	秋田地方裁判所本庁, 青森地方裁判所本庁